

住民自治の強化が必要

災害時の憲法と地方

識者 評論



慶大教授 片山善博

かたやま・よしひろ 51年
生まれ。東大卒。自治省府県
税課長などを経て99年に鳥取
県知事に就任、2期。07年か
ら慶大教授。菅内閣で総務相。

憲法の意義は基本的
人権を尊重し、政府や
議会に国民の権利を侵
害させないことにある。
それを立憲主義とい
う。

憲法が地方自治の章
節で4力条を規定してい
る。地方自治を保障す
るのには、地方自治を
例の国をつくらうと再
出を置くことある。た
かからて民主主義を
地方自治法の改正は憲
法違反になる。

憲法が定める「租税
法定主義」は、税は国
民の代表である国会が
法律で決める。国も地
方も知事会など地
方から団体から、住民の
力を強化する主張は一
切出てこない。
憲法が定める「租税
法定主義」は、税は国
民の代表である国会が
法律で決める。国も地
方も知事会など地
方から団体から、住民の
力を強化する主張は一
切出てこない。

改革、地域主権改革は
方も権力者が勝手に決
国から地方への権限移
譲、国の自治体への関
与廃止、補助金の自由
度を増す改革だった。
これらは団体自治の強
化で自治体の独立性、
自立性を高める。

憲法が守らなければ
ならないとしている
「地方自治の本旨」に
は、団体自治と住民自
治の二つの要素があ
る。住民自治は、住民
の意思をできるだけ自
治体や首長の政策に反
映させることにある。
例えば選挙で選んだ
首長が当て外れなら引
き下ろす。そのためリ
コール（解職請求）を
やりやすくする。重要
なことは議会だけに任
せず、住民投票で意思
表明の機会をつくる。
しかしこれまでの改革
で住民自治の方はない
がしろにされてきた。
菅内閣で総務相に就
任後、私がやろうとし
たのが住民自治の強化
だった。地方自治は住
民のためにある。ここ
ろが全国知事会など地
方から団体から、住民の
力を強化する主張は一
切出てこない。

東日本大震災で急ぎ
よ特別法をつくり、統
一地方選挙を被災地で
延期した。発生在3月
下旬あたりなら立法措
置が間に合わなかつ
た。若手県大槻町で町
長が犠牲になり、その
後職務代理の副町長の
任期も切れ、復興費写
真を描く時期に民意と
は縁遠い下位の人が代
理とならざるを得なかつ
た。

議会で代理者を選任
するとか、議員から選
ぶとか憲法の許容範囲
で地方自治法などを改
正し、非常時の選挙特
例や暫定権力をつくる
仕組みがあってもいい
と思う。

憲法施行65年

日本国憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定める。生存権と呼ばれる。

これを強く訴えたのが、後に広島大学長を務めた森戸辰男氏だったことを知る人は多くないかもしれない。

1946年7月、憲法の条文を審議する衆議院の小委員会。

森戸氏は「生存権の問題は、ぜひとも新しい憲法としては掲げなければならぬと思う」と食い下がっていた。

国民の生命、自由と幸福追求の権利を定めた13条を保障すれば十分、というのが委員会の大勢。これに対して森戸氏は「人が尊厳ある人格として承認されることを真付けられるものだ」

などと擁護した。連合国軍総司令部(GHQ)主導の政府案にはなかった権利は、この議論を経て盛り込まれた。

日本国憲法はきょう、施行から65年の節目を迎えた。若い人たちの就職口は少な

く、非正規雇用が増大している。貧困が社会問題となつて久しい。憲法の生存権を、生かせる

原点みつめ生かす道を

ているだろうか。

国が、この問いを最初に投げかけられたのは、1950年代。低すぎる生活保護水準が25条に違反するとして朝日茂さんが国を訴えた「朝日訴訟」である。

原告側は敗訴に終わった。しかし、憲法が定める生存権を、抽象的な国の責務にとどまらず国民が求めるべき権利として捉え

よう、という機運が高まるきっかけになった。朝日さんの訴えの後、日本は高度経済成長を遂げ、生活は便利になった。しかし、「最低限度の生活」を満たせない人が再び増えているように思える。

国立社会保障・人口問題研究所によると、単身で暮らす20歳以上の女性の3人に1人が「貧

困状態」という。普通の人々が普通に暮らす権利が保障されていない国のありようを、この数字は問いかける。

昨年の東日本大震災では1万5千人以上が命を失い、何とか助かった人たちも、慣れない仮設住宅や異郷の地での暮らしを強いられる。原発事故でも多くの人が古里を追われたままだ。

憲法上の権利から乖離するばかりの現実。手を打たない政治。怒りと失望を覚えている国民も多からう。

ここに来て、国会の内外では憲法改正をめぐる議論が活発になってきている。

昨年、衆参両院の憲法審査会が始動した。自主憲法への改正を目指す自民党は先月、自衛隊

を「国防軍」とする憲法9条改正などを柱とする改正草案を出した。前文からは「全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という文言を削除した。

9条の文言と自衛隊の現実には、矛盾は深まっている。しかし、戦後日本は憲法の平和主義を通して国際的な信頼を回復してきた。ヒロシマ・ナガサキの訴えが3度目の原爆使用を食い止めているといわれるのも、9条の理念が説得力を真打ちしているからだ。そのことを忘れてはならない。

自由な憲法議論はあつていい。ただ、「改める」ことにはだわらぬ限り、既にあるものを生かす方策が後回しになってはいないか。国民の生きる希望を保障する、という視点から憲法を捉え直すことを求めたい。



2012・5・3